

には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

女性相談支援センターは、その業務を行うう當たつては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と連携に努めるものとする。

前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに關し必要な事項は、政令で定める。(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十一条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適當であると認めたときは、これらの人者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十二条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立つて相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に從事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

女性相談支援員の任用に当たつては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行ふとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行うことができる。

前各項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(民間の団体との協働による支援)

都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働するものとする。

女性自立支援施設における自立支援に当たつては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働するものとする。

2 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

(都道府県及び市町村の支弁)

都道府県及び市町村は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(支援調整会議)

都道府県及び市町村は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関、当該機関の職員又は職員であった者

二 法人、当該法人の役員若しくは職員又はこれらの人者であつた者

三 前二号に掲げる者以外の者、支援調整会議の構成する者又は当該者であつた者

四 前各項に定めるもののか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九百十九号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を當む者は、この法律の施行に關し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

都道府県及び市町村が置く女性相談支援員に要する

6 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が

7 第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を除く。)及びこれに伴い必要な事務に

一 女性相談支援センターが行う第九条第三項に掲げる費用を除く。

二 女性相談支援センターが行う第三号に規定する

三 女性相談支援員に要する

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他の適当と認める者に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用に要する費用)

対象となる費用を除く。) の全部又は一部を補助することができる。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものの限る)。

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十一条の規定

二 附則第三十四条の規定

三 略

四 附則第三十六条の規定

この法律の公布の日(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいざれか遅い日

日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいざれか遅い日

（検討）

（政令への委任）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利

を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定により公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十一条 婦人補導院法は、廃止する。

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附則 (令和四年六月一五日法律第六十六条号)抄

（政令への委任）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（公布の日）